

平成29年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月7日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第22号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 3 議案第23号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
橋本宏海	農業委員会 農事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事	務	局	長
川	野	辺	晴	庶	務	議	事
小	林	桂	樹	行	政	安	全
				議	会	事	務
				長	兼	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

昨日の予算決算常任委員会において後日報告となった件については、峯崎戸籍税務課長から提出された報告資料をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○青木秀夫議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 本間 清議員登壇]

○3番 本間 清議員 おはようございます。3番、本間です。よろしく願いいたします。もう間もなく入梅の季節かなと思うような今朝の天気ですが、降る雨には少しうっとうしく思う日もありますが、このよくなときは何もしないで降る雨をただ眺めているのもこの時期ならではと思います。

さて、3月議会定例会において一般質問をさせていただきましたが、一部質問事項が残ってしまい、本日再度一般質問の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。初めに、子供の読書活動推進における板倉町の取り組みについてお聞きします。子供のころの読書習慣の効果については、成長したときに与える影響は非常に大きいと言われております。独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査によると、子供のころの読書活動が多い子供ほど大人になってからの未来志向や社会性などの意識、能力が高い結果ということが報告されております。また、小学校に入学前や低学年に読書活動が多かった高校生は、例えば電車やバスに乗ったとき、お年寄りや体の不自由な人たちに席を譲ろうと思うと、人を思いやる気持ちや社会のルールを守る意識などの能力が高いことが報告されております。このようなことから、子供のときから読書習慣を身につけさせるには、その重要性を理解し、積極的に子供の読書活動にかかわっていくことが重要であると考えます。

町でも、文化、教養、暮らしに役立つ新刊の確保など図書の実業として、ここ数年、1年間に350万円ほど予算を組んでいますが、ここでお聞きしたいのは、平成25年度に図書システム運用事業として、211万円の費用をかけて各公民館の図書を一元管理するシステムを構築していると思いますが、このシステムの導入により何がどのように変わったのか。そして、導入後の町の各公民館や県内の他の図書館との連携はどのように変わり、そのことにより町民にとって、また子供たちにとって何が今まで以上にメリットになるのか、

お聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問についてお答えを申し上げたいと思います。

公民館の図書管理システム、これにつきましては、中央公民館、東部公民館、南部公民館、北部公民館、全ての公民館に図書のシステムが入っております。それにつきましては一元管理をいたしまして、公民館の貸し出し状況、あるいは利用者の状況を確認することができるようになっております。このシステムにより、4施設の本並びに視聴覚資料等、全館合わせて3万2,553点が全てその一元管理により管理をされております。そういった状況の中、各公民館、例えば中央公民館にない本が違う公民館にある、あるいは東部公民館にない本が中央公民館にあるとか、そういうのが一元管理されておりますので、ほかの館で検索をして、そういうものが貸し出しされているか、今現状あるかどうかとか、そういうものが一元管理をすることによってということになると町民の方にとって、使いやすいたとは言いませんが、そういう管理ができて利用しやすくなっているかなというふうには感じております。

また、さらには、そのシステムの中で町のホームページに接続をいたしまして、そこから図書検索をすることによってどういう本があるかということもわかるようになっております。

また、それとはちょっと違うのですが、このシステムとは別ですが、群馬県立図書館のホームページから横断検索というのができまして、それをやることによって、県内のそういう連携をしている図書館にどういったものがあるか、自分が読みたい本を検索して、それが板倉の図書館にはないけれどもほかにあるといったときにはそういうので取り寄せることができるような仕組みもできています。そういった中、横断的なシステムもありますし、町のこのシステムを利用することによって、在宅で板倉のホームページから検索もできるということになっております。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今の答弁ですと群馬県立図書館の本も借りられるということですが、これは例えば板倉の公民館からこういう本が足りませんよということで問い合わせるわけですが、その本がありました場合には、板倉の公民館まで届くシステムというのはどのようにして届くのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 この関係につきましては、あくまで公民館経由で来ます。公民館のほうに届いて、検索をする中で、この連絡について電話で回答いただきますか、それともメールで連絡いただきますかって個人の方のほうへ、メールと言えばメールでいつごろどここの公民館、大体中央公民館になると思いますが、中央公民館のほうに届きますというような連絡が来まして、公民館のほうはその図書が来た場合に連絡をします。そういう形で借りたい人の手元に届くという形で、個人からの検索はできますけれども、あくまでも図書館を中心としてやっていますので、借りる手続とかそういうものは公民館のほうでやりますので、そういう形で手元に届くという形になります。

[「公民館まで何で来る。前橋の公民館から。図書があったら。宅急便で

来る。何で来るのか……」と言う人あり]

○小野田博基教育委員会事務局長 済みません、その辺はちょっと把握していないのですが、届くという形で、何らかの形で届くということで、済みません、それは後で調べたいと思います。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今の答弁ですと、このシステムにより各公民館の本の相互貸借や本の管理がしやすくなって、探している本がより早く見つけられて、早く読めるということになるかと思えますけれども、板倉町としては図書館がありませんので、図書館の一つの代案かなというふうに感じております。

それと、もう一つお聞きしたいと思いますけれども、これは平成28年度板倉町実施計画の中に書かれていたことですが、各公民館の図書室の1日当たりの利用者数が載っておりますけれども、これによりますと、東部公民館は1日当たり平均22人が利用しているということです。中央公民館は10人、南部公民館においては1人、北部公民館においては1.5人となっております。この利用者数が多いか少ないかは別にしまして、どのように思われるでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問でございますけれども、公民館の図書室利用ということにつきましては、一般の方、あるいは幼児を抱えている家庭ということになってくるかなというふうに思っています。そういった中の社会教育の中では読み聞かせとかそういうものをして、なるべく幼児期のうちからそういう図書に親しむというような事業展開はやっていますが、なかなかやっているということでもございます。さらに各公民館の図書館を利用するということになりますと、そこそこ来ているのか来ていないのかということになるとちょっと難しいところあるのですが、来るような努力はそれぞれの公民館でしているということになって、各公民館でも読み聞かせ等はしております。ただ、次の子供の関心の読書離れということでまたご質問があるかと思いますが、町内の小学校につきましては相当の数、学校の図書室を利用して、学校へ行っている、就学を過ぎた子供につきましては読書をしているというふうに認識しております。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 いずれにしても、それぞれの公民館で情報交換などをしていただいて、より子供の読書活動を推進していただきたいと思えます。

次に、子供の読書離れを防ぐにはどうしたらよいか、お聞きします。現在、インターネットやスマートフォンの普及などにより、子供たちを取り巻く読書環境は大きく変化し、情報や知識の習得方法、また読書のあり方にも影響を及ぼし、ある意味読書離れも進んでいるのではないかと考えられます。

小学生高学年の算数の問題では、読む力の不足により、問題の意味がわからないため回答ができない子供が少なからずいると聞いております。算数嫌いの子供が増えていく一つの原因かもしれません。

文部科学省の調査によると、読書の好きな子供は国語や算数等の平均正答率が高い傾向にあると発表されています。こうした状況の中、子供たちの健全な成長のため、発達段階に応じた対応が必要であり、幼いころの読書習慣から学ぶ聞く力、読む力、書く力、話す力は、その子の人生をも左右しかねない重要な要素に

なります。

そこでお聞きしますが、子供は小学生、中学生、高校生と年齢が上がるに従い不読率が上昇するとありますが、不読率とは1カ月に1冊も本を読まなかった不読者の割合をいいますが、子供が学校図書館、公民館や地域図書館等で1カ月当たり何冊くらい本を借りているか調査はされていますか。されているようでしたら調査結果を教えてくださいたいと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 利用率の関係になってくるかと思えます。年間ということになってしまうのですが、小学生については、先ほど申し上げましたとおり、結構な数を借りております。年間で1人当たりの児童が平均しますと200冊を超えているということになります。あと、中学生になりますと、やはり部活動とか塾とかそういうものが入ってきますので、学校の図書室を利用した数ということでの調査だけになってしまうのですが、ちょっと少なくなってしまうと16冊ぐらい、20冊弱です。多忙感というのですかね、部活動あるいは塾、そういった関係。それとあと、中学生あたりになると、これは聞いたところによると、図書室で借りると返却しなくてはならないので、買ってしまって手元に置いておきたいというようなこともあるようには聞いていますが、小学校においては郡内、県内引けをとらず借りております。中学生の場合は、ちょっと平均よりも下がっているということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今お聞きしましたら、やはり思っていた以上に少ないかなと思えますけれども、やはり本の好きな子供を育てるには幼児期での親の役割が大変大きいと思っております。今、町ではブックスタート事業や各公民館とか児童館で読み聞かせを実際やっていると思えますが、やはり親子で一緒に読書を楽しむということを啓発することが重要かなと思えます。実際私も公民館を訪れたときに親子でベビーカーに乗りながら来ているのを見ましたのですけれども、恐らくこういった事業の結果がそれに結びついているかなと思えますので、よりこういったことを推進していただければと思えます。

ちなみに、平成25年度の不読率といいますのは、小学校で5.3%、中学生16.9%、高校生45%となっております。やはり年齢が上がるに従い不読率が少ないということになるかと思えます。

次に、中には1カ月間に1冊も本を読まなかった子供もいるのではと思えますが、本に興味を示さない子供にどのようにしたら本を読んでもらえるかは、家庭、学校、地域が連携を取り組むことはもちろんですが、群馬県では1日当たり30分以上の読書をしている小中学生の割合は、平成26年度では小学6年生が41.3%で、中学3年生が34.8%となっております。これを平成30年に50%に向上させることを目標にしています。それには、テレビやゲーム、スマートフォン等に触れない時間を確保する必要がありますが、今の時代ですと、新聞をとらないでニュースはインターネットで済ませ、本などは電子書籍化へと急速に進む中、読書スタイルは電子媒体へと変化していくことは既に皆さんご承知のとおりであると思えますが、紙による本のよさ、重要性を再認識し、読書活動の推進を図るべきです。

町でも積極的に不読率の減少に努めるべきと考えますが、その参考になるのではと思えたのは、伊勢崎市内の図書館で配布している読書通帳というのがあります。こちらがその読書通帳ですが、これは1枚の

用紙に印刷をして、折り紙風に折り畳んだ小さな小冊子とっていただければよろしいかと思います。この読書通帳の大きさは実際の預金通帳とほぼ同じサイズで、借りた本のタイトルや読み終えたとき満足度など読んだ本の記録を自分で書き込む冊子で30冊分書き込むことができ、30冊分たまると図書館がスタンプを押し、また新しい通帳を配布する制度を導入しています。この目的は、読書に親しんでもらうことが狙いであって、本の数を競うのではなく、読んだ思い出をためていってほしいと説明しています。多少の遊び心もあるのではと思います。また、このように本を読み終えた後スタンプを押し、ためていくことを応用し、現在板倉町で実施している健診や健康づくり教室に参加すると特典と交換できるエンジョイポイント事業と同じように、スタンプの数に応じて図書カードなどと交換する制度をつくることも、本に興味を持ってもらい、自発的、継続的に読書する一つのきっかけになるのではと思います。町としましては、今後の取り組むべき課題は何か、お考えをお聞かせいただければと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 読書通帳の関係でございますけれども、公民館等で板倉町現在そういう事業展開はしておりません。今後検討していきたいなというふうには考えております。しかしながら、小学校につきましては、読書通帳、あるいはよむよむ日記、いろいろな工夫をいたしまして事業展開はしております。その中で一つの学校の例を挙げさせていただきますと、よむよむ日記というようところで読書通帳にちょっとバージョンアップした形で事業展開をさせていただいております。それはどういうことかといいますと、読み始めから読み終わりまでの目標を立てて、それで本の題名、粗筋、それとこの本はお勧めだよ、あるいは普通だったよとか、そういうものの星を塗りつぶして自分なりの評価をして、なおかつ感想を入れると。それを図書室のほうへ返すと担当の先生のほうからちょっとしたコメントがいただけると。それが冊子になっている。読書通帳のちょっとしたバージョンアップ版と考えていただければいいのですが、そういうものをやっている学校もあります。そういうことをやることによって、例えば先生のコメントの中で、何々さんはちょっとこういう本を読む傾向が多いよね、今度こういう本にチャレンジしてみたらとか、読書の多様化というのではないですけども、どうしても好きな本に偏りがち、そういう部分をそういうものでいろんな本を読むような促しということもできるというような。

それと、今話した読書の傾向が偏りがちというところでは、「よみんご」という事業があって、これは読むとビンゴ、これをかけ合わせたものなのですけれども、5つの升がありまして、そこへスポーツとか電気とか歴史とか、そういう自分の好きな本、先生がお勧めする本、図書館がお勧めする本、お友達がお勧めする本とかがアットランダムに並んでいるのです。それが5つそろるとポイントになるのですけれども、その5つというのは同じ本が重ならないように、いろんな本を読むように、そういうイベントというのですか、そういうものをやっている学校もあるということで、社会教育のほう、公民館のほうではちょっとそこまでいいいらないですが、小学校のほうではいろいろそういう関係をやっております。

それと、もう一つつけ加えさせていただきますと、先ほど本間議員からの質問の中で、家庭の読書というようなところでふみ読という事業展開もしております。家族の人と同じ時間帯に同じ本を読んでもいいし、違う本を読んでもいいし、子供は学校から借りてきた本、親御さんは自分で購入した本、そういうものを同じ時間に読むとか読み聞かせ、要は逆の読み聞かせ、子供さんが親御さんのほうへ読みかきせをしてやるとか

そういう時間を設けてくださいというような、そういう事業展開をしているということで、いろんな展開をやっています、学校では。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今のご説明ですと、例えば読んだ本の感想などを先生が子供たちにまた教えるということで、そういったことが子供たちの励みになろうかと思えます。そういったことをぜひこれからも、地道な作業といえましょうか、それを続けていただければと思えます。

教育長は、この件に関しましてどのように思われるでしょうか。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 私よく子供たちを前にして言うのですけれども、街角でインタビューを受けて、若者がどういう感想を述べるか決まっています。やばいなのです。それから、かわいい、超やばい、超かわいい、そんなことで済んでしまうわけです。会話について私自身はついていけないなという時代背景になってきたような気がします。今るる説明といえますか、ありましたけれども、なぜ読書離れといえますか、私自身は文字離れといえますか、そういうふうな状況にあるように思えます。原因は、本間議員さんもおっしゃいましたけれども、ネット化といえますか、デジタルあるいはビジュアル化されているということで、読むよりは目に入ってくるほうで判断するということで、言葉なんか必要ないというふうな状況にあるように思えます。ですから、読むのではなくて見ることで事が足りてしまうというふうな時代のような気がします。ゆっくり読んでいられないという状況かもしれませんけれども、昔私自身も経験ありますけれども、子供たちに読書はいいのだよと。読めということで、時間を設定して朝読ませたりしたこともありますけれども、結局は長続きしません。読まされている感があるということです。つまり子供のころ経験がないといえますか、読む習慣がなされていないということから、読まされているという感覚で、その時間を設けても全くその実は上がらないといえますか、そういう意味では町でやっております読み聞かせ、あるいは学校で推進してきます読ませるといえますか読む時間をとにかく持って、勉強させるといえますか、そういうふうなことを今後も推進していきたいなと思っています。

カード使用等につきましても、スタンプ等も含めて学校でやっております。これを広げるかどうかについては今後の検討課題になりますけれども、いずれにしてもデータでわかりますようなことで、内容はともかく子供たちは一生懸命本に接しているというようなことで、今後ともこれを推進していきたいなと思っています。あわせて家庭の協力、これは当然必要なことですし、学校から発信しておりますので、それがいわゆる連携というふうなことでなされるかと思えますけれども、子供たちにもけじめある生活、それからやるときはやるというような言葉でアピールしておるところです。今後もよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 やはり学校現場での難しいということでしょうか。教育長のご説明によりますと、それでも地道ながら、継続は力と申しまして、地味なことでも少しずつ前進させていくということをお答ひいただきましたので、ぜひ継続していただきたいと思えます。

次に、子供の読書活動推進計画の策定についてお聞きします。国及び県では、不読率の改善を図るため、子供の読書活動を推進させるさまざまな施策を講じています。群馬県では子ども読書活動推進計画を策定し、これは第三次計画になりますが、市町村における子ども読書活動推進計画のひな形を作成し、平成31年度末の策定率100%を掲げ、策定の支援を行っています。群馬県によると、平成26年度末の県内市町村の策定状況は、市が66.7%、町村56.5%と発表しています。子供の読書活動を推進していくためには、これまでの町が実施してきた取り組みの成果や課題等を確認、検証し、その上で国及び県の関連計画を踏まえ、今後の町の施策の方向性や取り組みを示した総合的な推進計画の策定が重要であると考えます。ちなみに、館林市では平成21年3月に館林市子ども読書活動推進計画を策定し、その5年後の平成26年4月から第二次計画を施行していますが、子供たちが本を通して自分とじっくり向き合うような環境を整えることは、次世代育成として大人たちの重大な責務であるとしています。

そこで、お聞きしますが、町では子供読書活動推進計画の策定のお考えはありますか。ありましたら計画されている概要を教えてくださいたいと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問にお答えする前に先ほどの質問の中で、どういう形で図書の方がほかから借りてきたときに町のほうへ届くかというようなところで、県立図書館の職員が持ってきてくれるそうでございます。それをちょっとお答えさせていただきます。

ただいまの質問の読書推進計画、本間議員のおっしゃられたとおり、県では31年までに全市町村が策定するようというところで、今現在のところ、板倉町については策定はされておりません。また、郡内の町につきましても策定はされていないということで、子どもの読書活動の推進に関する法律、これの中では国は策定しなければならない。県は策定に努めなければならない。それで、市町村も努めなければならないというようなところで位置づけられておりますけれども、市町村の中でまだ板倉町もつくられていないというのが現状でございます。ただ、小中学校におきましては、それぞれの学校でそれぞれの計画を持った中で読書を推進していくということで、毎年それぞれの学校で読書推進計画というのは立てております。学校では立ててはおりますけれども、町ではその全体的な観点からの読書計画はできていないということで、県の第三次計画の中でうたわれているとおり、31年までにはまた県のほうからも指導が来ると思われますので、その辺で検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 この計画の策定は、確かに努力義務ということになっているようではありますが、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を自主的に行うことができるよう環境整備のための計画策定が必要であるということですので、ぜひまたご検討いただければと思いますけれども、確約はできませんけれども、前向きに検討するということがよろしいでしょうか。

さて、板倉町を除き、邑楽郡内及び館林市はそれぞれ図書館を備えております。図書館設置について私の考え方を述べさせていただきます。読書活動を推進するには、図書館の果たす役割はとても大きいものであることは言うまでもありません。しかし、新たに図書館を建設することは、今の町の財政状況を考えると、

特に新庁舎建設が進行している現在、たやすいことではないと思います。そこで、現実的に考えられるとするならば、昨年業務終了した資源化センターや統廃合計画が進行している小学校の廃校舎の空き教室の一部をリノベーションし、図書館として活用する案。あるいは、また、形もできていないのに話の対象になりませんよと言われそうですが、現在建設を進めている庁舎の一部を図書室にし、子供から大人まで誰でも気軽に来られ、読書できる空間を役場の中につくるという方法も一つの方法ではないかと思います。そして、図書室の規模は大きくなり、本数が少ない場合は町の内外に呼びかけ、不要本の寄附を募り、蔵書を充実させていくこともできるのではないかと考えますが、町の図書館の設置を含めた現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 どうもお世話になります。ただいまの本間議員の質問ですが、とりあえず過去にも、あるいは町民の皆様の声の中にも図書館が欲しいということは毎年、少数の方からではあると思いますが、そういう声があることは認識いたしております。しかし、先ほどいろんなる答弁をしたもの等含めまして、板倉町に図書館はない。ほかの町にはあるということでありますが、その中でも蔵書数を見ても、もちろん決して多くはないのですが、それなりの蔵書数を4つの公民館なりで維持をしている。あるいは、1人当たり平均貸し出し数についても、明和町だ、それぞれそういったところも比較してあるのですが、板倉町も例えば1人当たりが3冊から4冊とか、明和町は4冊ちょっととか、そんなに大差はないということも含め、とりあえずこれから一つは合併に絡んで役場がどういう状況になるかということも含め、その空き室が出たときにはそういったことも含めて、優先順位がどういうふうになるかは別として、一つの考え方として空き部屋ができたときにはそういったことも利用可能なのかなとかいろいろ、それから先ほどご指摘があった各小学校の空き教室とかいろいろこれからまさに右肩下がりの中で、施設が足らなくなるという時代ではありません。全部施設が余ってきます。それを解体をしてしまうのか、保存をするのか、あるいは効率よく利用するのかという常にそういう考え方で臨まなくてはなりませんので、しかもそれに加えて財政的、効果的、そういった考え方も入れていきながら、いずれにしてもそういった方向性を否定するということは、本間議員が言われたようなことを否定するというにはならないと思いますが、今時点で具体的な図書館の必要性を強く感じているとは正直言って、数字、データ上からは、言う声が届く割には読んでいないとか利用していないとか非常にそういう意味で、図書室へ私も公民館時々行くわけですが、必ず行くと図書室をちょっとあけてのぞくのですが、学校の生徒の夏休みのお勉強の場とか、果たして図書室で勉強ができるのかなとかいろいろ私なりに思うのですが、いろいろ実態として、板倉町の方がどの程度ほかの町にぬきんでて図書館を欲しがっているのかということについてもいささかのデータ上は疑問もございまして、いずれにしても一定の時間をかけ、財政的シミュレーションもまだ、図書館は優先順位の中に入れておりませんので、今時点では。ただ、大事なことであり、なおかつ、ただ私は読書ばかりが世の中でないということももちろんあると思うのです。本間議員も読書が全てと言っているとは思わないですけども、子供だって100人いれば100色。もちろん最低限の読書、あるいは識字率とかいろいろ子供の能力を測る、あるいは将来性を考えるための要素を測る数字はいっぱいあるわけですが、そういう中で全く読書が嫌いな人に読書を勧めることもいかなものかということもありますし、時代の背景でそれほど必要であれば、なぜ今の日本の制度が

読書離れを起こすような方向へ、商業ベースで言っているのかもしれませんが、そちらへ国自体が何を考えているのか。いわゆるそういった経済主義とか営利主義で、いわゆる文字を必要としない方向、あるいは頭で考えずに目で通す方向を進めているのかという根本的な疑問なんかを私はいろいろ個人的には思うのですが、いずれにしても読書をして全く無駄ということはありませんし、まさに先ほどデータから本間さんが言われたとおりのことが事実であろうと思いますので、読書率を高めるためにということの施策は教育委員会を中心にしてやられていくと思いますし、またそれと施設が整えばということは、ある面では一致をしますし、ある面では施設が整っても現実に読まれていないということも見えるわけでもありますので、慎重に、なおかつ前向きにというか、そういう考え方で進ませたいというふうに今時点ではその程度の答えきりできませんので、よろしくをお願いします。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 板倉町では各公民館4つあるわけですが、これが図書館の役割を果たしているということになると思いますけれども、実際他の町の図書館といいますと、朝からもう、お年寄りなんかもそうですけれども、新聞を読むなり静かな空間で読書をしている人がもういるわけです。ですから、やはりそういった、人を呼べるといいでしょうか、それなりの規模の図書館というのは必要かと思えますけれども、私も先ほど申しましたように、町の財政状況を考えるとすぐにどうのこうのということではできませんので、少しでもそれに対応になる代案を出していただければありがたいなと思っております。

私は個人的に思っておりますけれども、本の中の小さな世界というものは、子供たちはそれを読むことによって大きな世界に広がっていくと思えます。そういったことを思って、読書活動推進を邁進していただければと思っております。

次に、空き家等対策についてお聞きします。前回、空き家等対策に関しましての質問には、空き家実態調査と特定空き家の行政代執行についてお聞きしましたが、これには空き家等対策に対しての町の基本的な考え方、調査の実施方法、また町としてどこまで対応できるか答弁をいただきました。これらの内容と重複する部分があるかと思えますが、ご了承くださいませようお願いします。

それでは、空き家等対策基本計画の策定についてお聞きします。空き家等は、あくまでも個人財産であり、そこから発生する問題への対応責任は所有者にあります。空き家所有者の年齢は60歳以上が65%であって、所有者の高齢化により管理できない空き家が増加する可能性があります。野村総合研究所では、空き家は2023年に20%を超え、2033年には30%以上に達するだろうと予測しています。市町村は、空き家等対策を推進するため、国の基本指針に則した空き家等対策を定めることができると規定されています。板倉町としては近隣の自治体の対応を見ていきたいとの考えを示していましたが、地域社会の健全な維持のため、早期の対策の必要性は誰も認める場所であると思えます。このことから、この問題に対応するには、総合的、計画的に、さらには組織的に当たる必要があります。館林市では、この認識に基づき、放置されている空き家等の撤去や有効活用を推進するために空き家等対策基本計画を策定しました。この計画の目的として、所有者が対応できない事案や公益上多くの人に及ぼす事案などが起きていることから、市が取り組む空き家等対策の範囲や責務を明確にし、中長期的な方針を提示するとあります。空き家等の対策は、時が経過するほど困難さが拡大していきます。板倉町でも早期の基本計画の策定が必要と思えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 本間議員のお尋ねの内容が3月に続く内容ということで、先ほど重複するということがありました。私の答弁も重複があるかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

まず、こちらの空き家の問題をお話しする前に、その前提として少し押さえておきたいものがあります。それは、27年の2月に、議員が申しましたように、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特別措置法と略しておりますが、この中で空家という表現と、もう一つ特定空家という2つの物件に関する規定をしておりますので、その点をまず押さえてからということでご了承ください。まず、前者の空家等というものが意味するものに関してなのですが、これは建築物またはこれに付随する工作物であって、居住、その他の使用がされていないことが常日ごろの常態であるもの、またその敷地ということが言われております。この中には、当然立ち木であるとか、その土地に定着するものなども全て含まれております。これに對しまして特定空家というものに関しましては、先ほどの空き家にさらに4つの状態が加わったものというふうに定義をされております。その4つとは何かといいますと、まず1つ目は、倒壊するなど著しく保安上危険であるというものです。それと2つ目が、衛生上、著しく有害となるおそれがあるものということがあります。また、3つ目といたしましては、適正な管理が行われないことによりまして、著しく周りの景観を損なう状態とされています。そして、最後4つ目ですが、周辺の生活環境の保全を図るために、そのまま放置することはとても認められない。不適切であるといったような状態ということで規定をされています。今回本間議員さんの質問の中で、表現といたしまして館林の例が出ましたが、館林は空家等対策基本計画、基本計画の表現になっておりますけれども、一応特別措置法の中では対策計画という表現になっておりますので、私の説明いたしましては対策計画という表現を使いますので、その辺はご理解お願いいたします。今現在、館林邑楽郡内では、この対策計画につきまして整備している自治体は、先ほどお話が出ました館林市が本年29年の1月に策定済みにはなっておりますけれども、その他邑楽郡内の町につきましては現時点ではありません。ただし、大泉町につきましては条例が整備されておりますので、今年度中にこちらの計画を策定するというふうには聞いております。このように、計画策定がなかなか進まない要因といたしまして、板倉町の場合を考えると、この計画に盛り込む内容が広範囲にわたっております。例えば防災であり、衛生関係であり、景観の保全といったようなもので非常に広範囲になっているために、どこの部署で担っていくかということがなかなか判断に困った状況がありました。しかしながら、内容的には1つの課ではなくて総合的に幾つかの課が計画を進めていかなくてはととてもできませんので、今回総務課を中心といたしまして、建設関係また環境関係の部署を巻き込みながら、今後対策計画のほうは策定すべきというふうには考えております。この策定に当たりまして、順番といいますか、やり方があります。それは、まず初めに条例のほうを制定していくということが体制的には必要となっております。その中で一つは空き家等の対策協議会の設置をいたしまして、その協議会の中で対策計画に関する事項であるとか特定空き家に関する事項などを決めていく必要があるというふうになっております。このようなことから、今年度中にはまず条例のほうを制定いたしまして、対策計画のほうにも着手をしていきたいというふうに計画は立てていきたいと思っております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今、基本計画よりも条例のほうが先だろうというご説明でしたけれども、基本計画

ができる前は大体250ぐらいの自治体で条例の制定ということをやりましたところ、なかなか想定どおりに進まないということで、この特別措置法が施行された背景があるようですけれども、確かに基本計画を策定するということは、町単独の課だけではできないと思います。ざっと考えてみますと、組織としましては、総務課、企画課、都市建設課、環境水道課または産業振興課なんかも関係してくるのではないかと思います。それに対しまして専門家団体としましては、弁護士、司法書士、土地家屋調査士等。また、関係団体としましては、行政区、消防署、警察なども連携しなければならないと思いますので、大変かと思いますが、今の答弁ですと、まずは条例でやりたいということで理解してよろしいわけですね。

さて、群馬県内の都市部でも空き家等問題はさまざまな課題が表面化し、一刻も早い解決が求められているが、使える空き家は利用し、使えない空き家はその除去後の敷地の有効活用を促進しようと、国や市町村による優遇策や補助事業があります。それぞれ条件はありますが、空き家にかかわる譲渡所得の特別控除として3,000万円を特別控除することや、解体撤去費用の補助を高崎市が2014年に、前橋市が2015年導入し、両市とも1年間で100件以上の申し込みがあり、高崎市の補助額は平均90万円となっております。太田市では、この春、撤去費用を最大60万円補助する制度の受け付けを始め、伊勢崎市でも今年度から最大50万円補助し、早期の解決を進めていきます。また、館林市でも撤去費用の一部を検討しているとのことですが、いずれは板倉町でも段階を踏みながら撤去費用の補助を検討しなければならない時期が来るのかと考えますが、町はこの件に関しましてどのようにお考えでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいま議員さんのほうから幾つかの自治体の例が出ました。群馬県内だけになりますけれども、様子を見てみますと、群馬県内35の市町村がありますが、現在その中の11市町が何らかの形で補助制度を持っております。ただし、内容等を見てみますと、自治体の間でかなりの温度差があるように私は感じております。では、群馬県内で温度差がある理由ということなのですけれども、私の考えでいきますと、その町がどのような町の施策を持っているか。例えば商店街を中心としたまちづくりなのか、それとも観光地としたまちづくりなのか。また、それとあわせて人口減少に歯どめをかけるための施策の一つとして活用していくかと。このような考え方をどこに立脚するかによって、その対応にかなりの差が出てきているのかなというふうには思っております。もし、先ほど高崎市の例が出ましたけれども、高崎のように商業地を中心とする考えであれば空き家を撤去しただけではなくて、その更地に商業施設を活用するような建物を考えるとか、また観光地であれば景観を損なうような建物に対しては特にそういった対策を練るとか、そのような対策をとっているのが現状であるかなと思っております。

具体的な例で先ほど11市町というお答えをいたしましたけれども、その中で高崎、前橋は議員さんがおっしゃられたので、そのほかに町レベルではどうかということを調べてみますと、1つは下仁田町が特にこのところ強制的な撤去とかもやっております、先進的にやっているわけなのですけれども、例えば下仁田町の場合ですと、補助は2分の1の上限20万円。また、近くの中之条町におきましても経費の2分の1の上限70万円というような形で、例えば業者を頼む場合に町内か町外かということで多少の違いとかはあるわけなのですけれども、そのような対策と同時に加算制度も設けております。特に中之条町におきましては、リフォームを行うということであれば、新しい人を受け入れるという政策なのですけれども、そういう場合

にはさらに上限100万円の補助という形で、さらに加えるものを行っております。これら一連のことを考えて、では板倉町の場合はということになるわけなのですけれども、現時点といたしましては、補助制度を設けるかどうかにつきましては未定という言い方をさせていただきます。ただし、先ほどの協議会等の答弁で申しましたように、空き家対策の計画を作成することにこれからなりますので、その中で、対策協議会で総合的な内容を協議する中でこちらの補助制度のことも考え合わせて検討するというのが現時点では一番いい考えではないかなというふうに思っております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今のご説明ですと、やはりこれからの検討課題ということですが、今下仁田町のお話が出ましたけれども、行政代執行が先月5月に下仁田町で行われました。去年の7月に前橋市で県内初めての行政代執行が行われまして、そういった一例ができますと、やはりそれに続くということは出てくるかと思ひまして、実際まだ2例目ですけれども、そういったふうに出てきますので、やはりこれからそういった補助の必要性ということも考えなくてはならないかと思ひます。実際木造住宅を撤去する場合には、坪当たり3万円から4万円ぐらいかかるのではないかとと言われております。そうしますと、普通の家ですと30坪、40坪ありますので、100万円以上かかるということになりますので、個人負担ですと大きいですし、そういったことを考えますと、ぜひそういったこともこれからの検討課題にさせていただければと思うわけです。

次に、少子高齢化社会に対する町長のお考えをお聞きします。町長は、この先数十年後、経験したことの無い人口減少社会がやってくる。今、将来を見据え、全町民が力を合わせる必要があると訴えています。この人口減少社会とは、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、約50年後の2065年には日本の人口は約8,808万人と、2004年ピーク時に比べ約3,970万人減少していくことは既に決まった未来であるとされています。今後100年先を見ても、明治時代後半の水準に戻っていくと考えられています。来年は明治維新より150年目を迎えますが、このときの人口は3,330万人であって、今後100年後の人口は、低く見た場合は3,730万人で、高く見ても6,407万人になるとの予測があります。

町長は、この確実にやってくる将来を見据え、政策の一つとして子育てと学びの支援強化を掲げ、若い世帯の負担軽減を目指しています。具体的には、学童保育の増設、小中学校の給食費の無料化、高校生の入院費の無料化、英語教育の推進、企業誘致を推進し、若い人が働きやすい環境の整備と、町長の基本政策として限られた財源の中で優先的に予算を配分したとあり、少子化対策を積極的に進め、高齢化対策には町民の健康長寿に対し引き続き政策展開し、医療、福祉、介護についても地域連携を進め、地域間格差のないように充実させていくと述べておりますが、これは高齢者に対してのサービス提供は従来どおりで、低下や廃止にはならないが、新規のサービス事業は当分の間打ち出せないということですか。町民サービスは各世代の人たちに満足してもらえるのが理想ですが、財布の中身と相談すれば、できることはおのずと限定されていかざるを得ない中で少子化対策を優先となったわけですか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 非常に厳しい質問のようにも聞こえるわけでありまして。お金が限られている流れの中で、計算的には今後どんどん、どんどん縮小社会に入っていくと。私自身は、今最も重視しているのは町民の皆

さんの、議員さんも含めてですよ、頭を切りかえていただくこと。我々は、私も含め右肩上がりの政策の中で、いわゆるそういう成長の中で、今日よりあした、あしたよりあさって必ずよくなることを経験し、またそれが当たり前のような人生を送ってきたのですけれども、我々が経験したことの無い時代に既に入っているというのですが、まだ実感は湧いていない。頭が切りかわっていないということです。いずれにしても、世の中はかすみを食って生きていくわけにいきませんので、どんな立派な夢物語を述べても、まさにいわゆるそれに伴う財源が必要だということはどなたもわかっている。

先ほどから例えばこれからの先の問題で空き家対策はどうする、読書も図書館もどんどん、どんどん、これはやめたほうがいいというものを出なくて、どんどん、どんどん広がっていくわけです。二元代表制という議会と執行部部局だけは最低限財政もわかっているし、人口シミュレーションもわかっている、ただシミュレーションを多少おくらせるとかそういう努力のために、先ほど指摘をされたいろんな、指摘というか述べていただいた、とりあえず今の時点で早急にでもやるべきこと。それには例えば時の町長の政治的な判断も加わりますよね。学校給食がいいのか、もしかしたら保育園の園児の無料化がいいのか。それにはどのくらい、どちらがお金がかかるとかいろいろシミュレーションをしたりした後は、公平、公正の原則からして、例えば今言った2つを比較したときどちらを取り入れたほうがいいか。でも、子供をすぐ産んで、その後負担がかからないとすれば、おむつも無料化、一定期間。その後生まれれば幾ら、小学校へ入るときにも支援金が出る。そうすると、保育園の無料化のほうが子育て、あるいは子供を産むためにも有利なのではないか、意識づけとしては。とかいろんなことを考えながら、学校給食に今回選択したわけですが、それは政治的な考え方というのはそういうことであります。

いずれにしても、財政も伴うことでありますから、ずっと少子化対策ばかりやっているわけにもいきませんし、この先例えばさらに充実していけるかどうかともわかりません。正直言って、本間議員がご指摘いたしたように、シルバー年代の総会、あるいは会合に出ると、ここ1年町長、高齢者のほうの福祉よりもどちらかというところへ、少子化のほうへ流れが変わっているのではないかと。我々も下げられるのは嫌だよと。みんな理不尽なことをわかっているながら言うのです、自己防衛のために。それを時の首長は厳しいながらも厳しい判断をしなくてはならないということでありまして、私がいつもやっているのはできるだけ下げないように頑張ります。片っ方にいっては、できるだけ維持するように頑張りますというバラ色の答弁きりとりあえずはできないわけでありまして。先のことについては特に。

そういう意味の流れの中で、今現在自治体が緊急に求められているのは地方創生ということでありまして、地方創生の最たるものは人口減少をまず食いとめろと。食いとめろ、そのためには若い働き口をつくれとかあるあるわけでありまして、それをとりあえずは優先をしてやっているということでありまして。財政に余裕があれば、なおそのほか幾らでもやりたいことはいっぱいあるわけですが、どなたがやってもそんなにできないという流れの中でぎりぎりの選択をしてやっているわけでありまして。貯金はまだあるではないか。貯金を減らして道もどんどんやってしまえとかと言いますけれども、長期的な計画も一つは視野に入れておかなければなりませんし、ということも含め、ぎりぎりの状況で政策の推進をしているところでありまして。そういう意味では、これからはあらゆる挨拶の場で、また同じことを町長は言っていると。切りかえられなければ、町民の皆さんが、できないことを高望みして、希望を言って、不満だけを述べる町の町民になってしまいますし、議員さんを含めて我々と同等の知識と経験と学問も学んでやっているのですから、基本的に

は我々とスタンスは同じ形でいけるはずだと思っております。

人口減少対策についても、いいことはいっぱいありますが、それを具体的にやるといったらどれだけのお金がかかるのだ。先ほどの空き家対策も、所有権の問題、補助制度を創設すれば空き家を積極的にみずから、いわゆる道徳観念が後退するのです。自分のうちだから、自分のうちが使えなくなったら自分で壊そうという道徳観念がなくなるわけです。あるいは、商業施設を中心に、いわゆる倒れそうなうちがある。それは100万円投資しても総体的な町の利益のためには、それなんか草津町とか中之条とかみんな温泉場を抱えているとか、その町その町で事情が違いますので、したがって自治体が、あっちの町が早くやったから、うちの町はなぜやらないのだろうとかという疑問が議員さんは必ず出てきますが、それぞれ財布が違い、条件が違い、今言った町の形態が違うわけですので、それを含めてこういった質問のたびに我々もはっともとに戻り思い返し、そして今やるべきなのか、もう少し先でもいいのか、あるいは遅きに失したのか。いずれにしても、そういったことを繰り返しながら、精いっぱい頑張りたいと思います。

本間議員の今日の全体を通する指摘については、まさに今の流れの中での的を射た質問でありまして、そういう意味ではできるだけやりたいという気持ちが先ほどから申しておりますが、ただそれが全ていろんな財政も含め伴うものですからということで、答弁が歯切れが悪いですが、お許しをいただければと思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今の町長の答弁ですと、どなたがやっても突き当たるといところが必ず出てくるということで、町長の気持ちをちょっと吐露したかなという感じがしました。

もうちょっとと思ったのですけれども、お時間が来ましたので、これで私の質問を終了させていただきます。ご丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

○青木秀夫議長 以上で本間清議員の一般質問が終了しました。

○議案第22号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

議案第23号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 引き続き日程第2、議案第22号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について及び日程第3、議案第23号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。この2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小森谷予算決算常任委員長。

[小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇]

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第22号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について及び議案第23号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての2議案であり、

昨日審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第22号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第22号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、9日に総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査及び付託案件審査を行い、12日に産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

14日の本会議最終日には、総務文教福祉常任委員会へ付託した陳情の件、議員派遣の件、閉会中の継続調査、審査について決定する予定となっております。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時15分)